

世界遺産について

1 世界遺産とは

〈1〉世界遺産とは、1972年のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」*1に基づいて、世界遺産リストに記載（登録）された、世界的に「顕著な普遍的価値」をもつ記念物、遺跡、自然の地域など、国家や民族を超えて未来世代に引き継いで行くべき人類共通のかけがえのない地球の『自然』や人間によって創造された『文化』の遺産のことです。

〈2〉従って、世界遺産に登録されるためには、第1に、世界的に顕著な普遍的価値を有することが前提となります。第2に、世界遺産の登録基準の1つ以上を満たしている必要があります。第3に、世界遺産としての価値を将来にわたって継承していくための、保護・管理措置が講じられている必要があります。

〈3〉世界遺産リストに登録されているのは、2007年7月現在で、141カ国の851件（自然遺産166、文化遺産660、複合遺産*2 25）です。

*1.世界遺産条約
正式名称は「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」
*2.複合遺産
自然遺産、文化遺産の双方の登録基準を満たして登録されたもの

2 世界遺産の登録基準（文化遺産の場合）

〈1〉人類の創造的才能を表す傑作であること
〈2〉ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において人類の価値の重要な交流を示していること

〈3〉現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること

〈4〉人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、あるいは景観に関するすぐれた見本であること

〈5〉ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海上利用の優れた例や人類と環境とのふれあいを示す傑出した例であること。特に、抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合

〈6〉顕著で普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連があること（ただし、極めて例外的な場合で、かつ他の基準と関連している場合のみ適用）

4 世界遺産の遺産範囲（日本の場合）



世界遺産の遺産範囲は、「核心地域」と「緩衝地域」によって構成されます。

世界遺産として直接登録される場所で、厳格に保全・保護が義務づけられている区域。

法律で保護

世界遺産条約の作業指針により、推薦される資産を保護するため、その周辺に設けなければならない区域。

条例で保護

3 日本の世界遺産

名 称	所在地	分 類	登 録 年
1 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	文化	1993年
2 姫路城	兵庫県	文化	1993年
3 白神山地	青森県・秋田県	自然	1993年
4 屋久島	鹿児島県	自然	1993年
5 古都京都の文化財	京都府・滋賀県	文化	1994年
6 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	文化	1995年
7 原爆ドーム	広島県	文化	1996年
8 厳島神社	広島県	文化	1996年
9 古都奈良の文化財	奈良県	文化	1998年
10 日光の社寺	栃木県	文化	1999年
11 琉球王国のグスク及び関連遺跡群	沖縄県	文化	2000年
12 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	文化	2004年
13 知 床	北海道	自然	2005年
14 石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	文化	2007年

外国の代表的な世界遺産

文化遺産

万里の長城（中国）
アンコール遺跡（カンボジア）
ヴェルサイユ宮殿（フランス）
ピラミッド（エジプト）
ポトシ市街（ポリビア）
etc...

自然遺産

グランドキャニオン（アメリカ）
グレートバリアリーフ（オーストラリア）
etc...

複合遺産

マチュピチュ（ペルー）
etc...

このほか、日本は、世界遺産に登録することが適当だと思われる物件の目録＝世界遺産暫定リストを世界遺産委員会*3に提出しています。暫定リストは、世界遺産条約を締結している国が、5～10年の間に世界遺産に推薦しようとする

物件をリストにしたもので、推薦された遺産の価値を幅広く比較研究するために用いられています。暫定リストに登録された物件でなければ世界遺産に登録されません。



世界遺産委員会のようす（2007年ニューージーランド・クライストチャーチ）

*3.世界遺産委員会
世界遺産条約の締結国の中から選ばれた21の委員国、並びに数十か国からのオブザーバーや専門家らによって構成される委員会／通常毎年1回開かれ、主に次の4つの役割を持つ。

- 1 世界の優れた文化・自然を世界遺産リストに登録する。
- 2 各国と連携して、登録後の遺産の保全状態を監視する。
- 3 緊急の保護が必要とされる世界遺産を、危機リストに記載する。
- 4 世界遺産条約締結国の援助を行ない、世界遺産基金の有効活用を図る。

5 鉱山（金・銀・銅）に関する世界遺産

遺 産 名 / 概 要	所 在 国	登 録 年
1 レーローズ……………	ノルウェー	1980年
2 ポトシ市街……………	ポリビア	1987年
3 古都グアナファトと近隣鉱山……………	スペイン	1988年
4 ランメルスベルグ鉱山と古都ゴスラー……………	ドイツ	1992年
5 サカテカスの歴史地区……………	メキシコ	1993年
6 バンスカ・シュティアヴニツァ……………	スロバキア	1993年
7 クトナー・ホラの歴史地区……………	チェコ	1995年
8 ラス・メドゥラス……………	スペイン	1997年
9 ファールンの大銅山地域……………	スウェーデン	2001年
10 ゴイアスの歴史地区……………	ブラジル	2001年
11 コーンウォールとウエストデヴォンの鉱山景観……………	イギリス	2006年
12 シーウェル鉱山都市……………	チリ	2006年



ポトシ



グアナファト



ランメルスベルグ



サカテカス



バンスカ・シュティアヴニツァ



ファールン